

函館市教育振興審議会運営要綱改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 第1項～第8項 (略)</p> <p>9 委員長は必要に応じ, 調査審議に係る函館市立学校の学校運営協議会に関する規則(平成28年函館市教育委員会規則第6号)の規定により設置する学校運営協議会の委員または函館市立学校管理規則(昭和33年函館市教育委員会規則第1号)に定める学校評議員および保護者ならびに地域住民を代表する者等から意見を求める意見聴取会を開催することができる。</p> <p>10 (略)</p> <p>第5条, 第6条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は, 平成30年7月6日から施行する。</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 第1項～第8項 (略)</p> <p>9 委員長は必要に応じ, 調査審議に係る函館市立学校の学校運営協議会に関する規則(平成28年函館市教育委員会規則第6号)の規定により設置する学校運営協議会の委員および保護者ならびに地域住民を代表する者等から意見を求める意見聴取会を開催することができる。</p> <p>10 (略)</p> <p>第5条, 第6条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は, 平成30年7月6日から施行する。</p> <p>2 この要綱は, <u>令和元年6月 日</u>から施行する。</p>